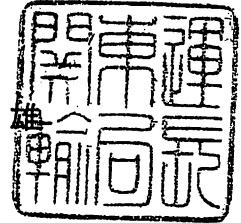




関自旅2第 6638号の3  
平成14年1月31日

社団法人 全国個人タクシー協会  
関東支部長 本間 嗣治 殿

関東運輸局長  
上 子 道 雄



旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の  
規格及び指定事項について

標記について、別添のとおり各陸運支局あて通達したので、了知されるとともに、  
傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

## 公 示

### 旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の 規格及び指定事項について

旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備えおく地図の規格及び指定する事項を次のとおり定める。

平成14年1月31日

関東運輸局長 上子 道雄

#### 1. 規格

- (1) 縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。
- (2) 発行時期等は、備えおく地図の種類に応じ以下のとおりとする。
  - ① 電子地図（カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの）のうち、インターネット等への接続によりアップデートされるものにあつては、アップデートから1年以上経過していないものであること。
  - ② ①以外の電子地図及び製本地図（紙に印刷され製本されたもの）にあつては、電子地図のアップデート又は製本地図の発行年月から3年以上経過していないものであること。

#### 2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界（市町村の境界）
- (2) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (3) 主な交差点の名称
- (4) 空港、旅客船の発着所及びバスターミナル等の位置

### 3. その他

電子地図を備え付ける場合にあつては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫すること。ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあつては、この限りではない。なお、この場合の製本地図は1. (2) ②の規定は適用しないこととするが、発行から5年以内のものとする。

附 則（令和5年2月9日一部改正）

本公示は、令和5年7月2日から適用する。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について</p> <p>旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備えおく地図の規格及び指定する事項を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">平成14年1月31日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p>1. 規格</p> <p>(1) 縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。</p> <p>(2) <u>発行時期等は、備えおく地図の種類に応じ以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 電子地図（カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの）のうち、インターネット等への接続によりアップデートされるものにあつては、アップデートから1年以上経過していないものであること。</u></p> <p><u>② ①以外の電子地図及び製本地図（紙に印刷され製本されたもの）にあつては、電子地図のアップデート又は製本地図の発行年月から3年以上経過していないものであること。</u></p> <p>2. 指定事項</p> <p>(1) 営業区域の境界（市町村の境界）</p> <p>(2) 一方通行等の交通規制に関する情報</p> <p>(3) 主な交差点の名称</p> <p>(4) 空港、旅客船の発着所及びバスターミナル等の位置</p> <p>3. その他</p> <p><u>電子地図を備え付ける場合にあつては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について</p> <p>旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備えおく地図の規格及び指定する事項を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">平成14年1月31日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p>1. 規格</p> <p>(1) 縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。</p> <p>(2) <u>発行年月から2年以上経過していないものであること。</u></p> <p>2. 指定事項</p> <p>(1) 営業区域の境界（市町村の境界）</p> <p>(2) 一方通行等の交通規制に関する情報</p> <p>(3) 主な交差点の名称</p> <p>(4) 空港、旅客船の発着所及びバスターミナル等の位置</p>

ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあっては、この限りではない。なお、この場合の製本地図は1.(2)②の規定は適用しないこととするが、発行から5年以内のものとする。

附 則（令和5年2月9日一部改正）  
本公示は、令和5年7月2日から適用する。